令和2年４月から

私立高校授業料実質無償化がスタート！

高等学校等就学支援金（返還不要の授業料支援）の制度改正で、私立高校等に通う生徒への支援が手厚くなります！

年収約910万円未満(※2)世帯の授業料が無償化されます！ （福井県認可の私立高校のみ）

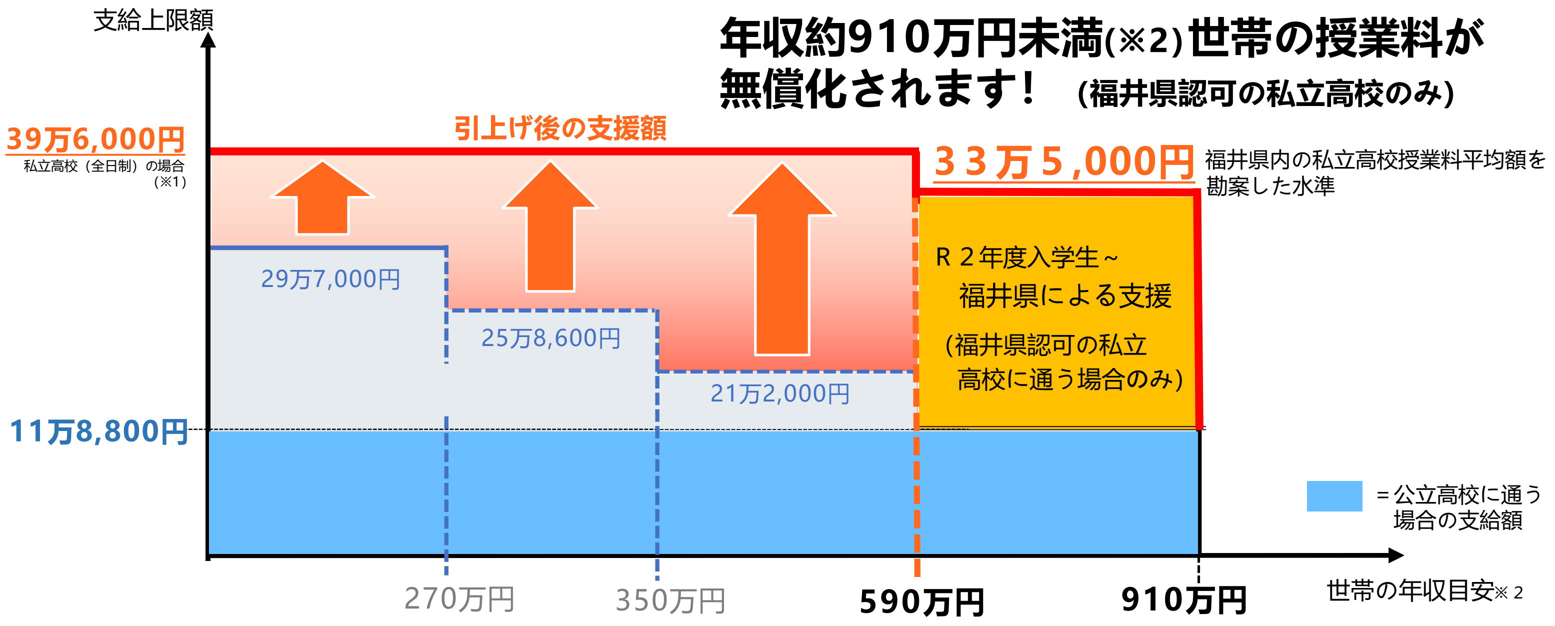

※１ 私立高校（通信制）は36万900円、
　　国公立の高等専門学校（１～3年）は23万4600円が支給上限額。

※２ 両親・高校生・中学生の４人家族で、両親の一方が働いている場合の目安（家族構成別の年収目安は裏面下表参照）。

お申込みについて

(新入生の皆さん)
入学時の４月など手続きが必要な時期に学校から案内があります。
必ず確認してください。

現在、就学支援金の対象となっている学校に適用されます。

■お問合せ先
県立学校：福井県教育庁教職員課　０７７６－２０－０５６３
私立学校：福井県総務部大学私学課　０７７６－２０－０２４８

対象となる方の判定基準

令和２年７月分以降（新しい判定基準）

○次の計算式（**両親２人分の合計額**）により判定

【計算式】**市町村民税の課税標準額×６％　-　市町村民税の調整控除の額**

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

※マイナポータル上での項目名
・課税所得額（課税標準額）
・市町村民税＿調整控除額

ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「あなたの情報」から確認できます。（マイナンバーカードが必要です。）

マイナポータルHP

上記による算出額　＜　154,500円　→　**支給額：最大396,000円**

（154,500円以上）
＜　304,200円　→　**支給額：最大335,000円**
福井県内の私立高校授業料平均額を勘案した水準

※ 私立高校（通信制）は最大360,900円

（参考）支援の対象になる世帯の年収目安

	子の人数	33万5,000円の支給	39万6,000円の支給
両親のうち一方が働いている場合	子２人（高校生・高校生） 扶養控除対象者が２人の場合	～約950万円	～約640万円
	子２人（大学生・高校生） 扶養控除対象者が１人、特定扶養控除対象者が１人の場合	～約960万円	～約650万円
両親共働きの場合	子２人（高校生・中学生以下） 扶養控除対象者が１人の場合	～約1030万円	～約660万円
	子２人（高校生・高校生） 扶養控除対象者が２人の場合	～約1070万円	～約720万円
	子２人（大学生・高校生） 扶養控除対象者が１人、特定扶養控除対象者が１人の場合	～約1090万円	～約740万円

※支給額は、私立高校（全日制）の場合。
※子について、中学生以下は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳の場合。
※給与所得以外の収入はないものとし、両親共働きの場合、両親の収入は同額として計算した場合。